# 産業建設委員会記録

- 1 日 時 令和5年9月15日(金) 9:58~12:04
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 武田委員長 広浦副委員長 荒谷委員 金久委員 喜多委員 平山委員 奥田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 幸坂副議長
- 6 委員外議員 山崎議員 湯浅議員 横田議員 住友進一議員 福島議員 橋本議員 水谷議員 久米議員 佐々木議員 福谷議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 松崎政策監 吉岡産業部長 藤原建設部長 田中特定事業部長 柏木水道部長 柳川建設部理事 廣瀬建設部参事 喜多農林水産課長 古川農地整備課長 幸泉商工政策課長 松下野球のまち推進課長 数藤農業委員会事務局長 北原工事検査課長 兼任土木課長 山下住宅課長 清原まちづくり推進課長 中西下水道課長補佐 藤井下水道課長補佐 増田水道課長補佐 吉田水道課長補佐
- 8 事務局 岡部事務局長 近藤議事課長 谷﨑課長補佐 宮本課長補佐
- 9 傍 聴 者 なし
- 10 記 者 席 1名

# 【 会議の概要 】

#### 開 会 9:58

#### 武田委員長

ただ今から、産業建設委員会を開会いたします。全員の御出席をいただき、また理事者の皆様にはお忙しい中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。コロナの罹患者が大分多いと聞いておりますので、皆様、だいぶ密な状態でございますのでお気をつけ下さい。今日はスムーズな進行となりますよう、皆様の慎重審議の御審議をいただきまして、進みますよう、何卒よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

#### 表原 市長

改めまして、おはようございます。本日は、昨日までの一般質問に引き 続きまして、産業建設委員会を開催いただきまして、誠にありがとうござ います。

昨日の一般質問の答弁の中でも申し上げたことではございますが、9月 13日におきまして、国土交通省から徳島県南部自動車道の仮称阿南イン ターチェンジから仮称立江櫛渕インターチェンジが、令和7年度に開通見 通しということが発表されました。かねてより関係団体、そして各種市民 団体、事業者の皆様などなど、本当に皆様方の御力添えによりまして、その早期開通に向けて、熱意を持って御要望をいただいた、その成果が実ったものであると、謹んで、心から感謝を申し上げる次第でございます。開通によりまして渋滞の緩和はもとより、本市における経済活動の発展にも寄与するものと期待を高めております。

それでは、続きまして、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例の一部改正案1件、令和5年度一般会計補正予算案1件、令和4年度水道事業会計及び公共下水道事業会計決算の認定について2件、市道の路線の認定について1件、阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について1件、市道伊島前島橋上部工事の請負契約の変更請負契約について1件の、合計7件でございます。詳細につきましては担当課から御説明申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ御承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 武田委員長

ありがとうございました。

それでは、進めさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、 市長提出議案7件であります。

議案の審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案説明は着席して行っていただいて結構です。 委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

#### 第2号議案 阿南市水道事業条例の一部改正について

武田委員長 はじめに『第2号議案 阿南市水道事業条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。吉田水道課長補佐。

【理事者説明 吉田 水道課長補佐】

武田委員長 ありがとうございました。

理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしと認めます。よって、『第2号議案 阿南市水道事業条例の 一部改正について』は原案のとおり可決されました。

> 質 疑 終 了 · 採 決 全 会 一 致 · 原案のとおり可決

第4号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第5号)について(関係部分)

武田委員長 次に『第4号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第5号)について』のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。第4号議案は全員協議会で御説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。金久委員。

金久 委員 おはようございます。補正予算の関係で御質問させていただきます。 補正予算書事項別説明書68ページでございますが、68ページに道路 舗装工事費3,500万円が計上されております。これは当初予算の追加 予算と考えておりますけれども、財源に至りましても、58ページに市債 で道路橋梁新設改良事業費3,150万円が充当されております。そこで

お伺いいたします。この補正予算で道路舗装工事をする内容はどのような ものでしょうか。教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

武田委員長兼任課長、着座で結構です。

兼任 課長 土木課の兼任でございます。よろしくお願いします。金久委員の御質問 にお答えいたします。

道路舗装事業の補正予算についてでございますが、道路舗装工事につきましては、各地区の平準化や緊急度、優先順位等を考慮しながら箇所付け等を行い、工事を実施しているところでございますが、これまでも市内各地区から数多くの要望が寄せられており、これらの要望に対し、実施に至らずストックしている箇所が多く、道路利用者の方々に御不便をおかけしているのが現状でございます。こうしたことを少しでも解消いたしたく、今回、3,500万円の補正をお願い致したものでございます。以上、御答弁といたします。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。市内にはたくさんの、いろいろ要望のあった箇所があると思いますが、速やかに予算を執行していただきたいと思います。 引き続いてですけれども 専項別明細書73ページに 補正予算で現年

引き続いてですけれども、事項別明細書73ページに、補正予算で現年公共土木施設災害復旧事業の河川災害復旧工事費1億760万円が計上されております。これは結構大きな額でございますがどのような内容の工事で、もし、その工事が今後、進められるとすれば、スケジュールはどのようになるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

武田委員長 兼任課長。

兼任 課長 改めまして、土木課の兼任でございます。よろしくお願いします。河川 災害復旧工事費につきましての御質問にお答えいたします。

この補正予算につきましては、令和5年6月1日から3日にかけましての豪雨により被災した準用河川3か所と普通河川6か所、合わせた9か所の河川災害復旧工事に必要となる工事費として、1億760万円の補正をお願いするものでございます。

工事箇所につきましては、長生町の準用河川大谷川で2か所と、普通河川おわた川、桑野町の普通河川池ノ内川、新野町の普通河川久望谷川、福井町の普通河川古毛川と普通河川動々原川、椿町の準用河川須屋川と、普通河川平松川の、以上、9か所でございます。

今回の河川災害復旧工事につきましては、被災した護岸をコンクリート ブロック積工、または練石積工により復旧工事を行うもので、事業費に対 する国からの負担率は3分の2でございます。

被災規模の大きかった箇所として、準用河川大谷川では、復旧延長は、 左右岸で80メートル、高さが約2.2メートルから4.7メートルのコ ンクリートブロック積工を施工するほか、根継工や根固工などを行う計画 でございます。

スケジュールにつきましては、これらの工事箇所については、先月の8月22日から24日にかけて、国による公共土木施設災害復旧事業の査定を受け、現在は、査定結果に基づき、実施設計を進めており、今後、補正予算の承認をいただいた後に、順次、工事を発注する予定であり、非出水期に工事着工できるよう、速やかな復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

金久 委員 ありがとうございます。阿南市内、いろいろと河川の災害が、6月の豪雨によりまして発生をしております。市としましても、国の、いろいろ災害の事業の適用を受けるという努力を、大変されたと思いますけれども、しっかり予算執行をして、速やかな工事完了をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、すみません。補正予算事項別説明書の69ページにございますが、都市排水路維持管理費の排水路浚渫工事費280万円が計上されております。これも、排水路のしゅんせつというのはなかなか珍しいことでございますが、どこの、どのような内容のしゅんせつ工事となるのでしょうか。それと、スケジュールについてお伺いをしたいと思います。

武田委員長下水道課、藤井課長補佐。

藤井課長補佐 下水道課の藤井でございます。金久委員の、排水路しゅんせつ工事についての御質問に御答弁申し上げます。

武田委員長 着座で結構です。

藤井課長補佐 委員長の許可をいただいておりますので、着座にて御説明させていただ きます。

去る6月2日に梅雨前線と台風2号の影響による集中豪雨で、下水道の雨水排除能力を超える雨水流入が頻繁に生じるなど、道路の冠水や浸水被害が発生いたしました。橘町汐谷山及び東中浜地区では、山地からの出水により住宅地内の都市排水路に土砂が堆積し、県の砂防工事の影響により、土砂が堆積した水路については県が除去いたしましたが、砂防工事に関係のない都市排水路については市でしゅんせつする必要が生じたため、9月補正で排水路しゅんせつ工事費の不足分を計上させていただいたものでございます。

工事内容については、排水路しゅんせつ工事その1、その2、併せて施工延長L=88.9メートル、堆積厚200ミリから400ミリ、しゅんせつ土量29.7立米を予定しております。

工事スケジュールといたしましては、排水路しゅんせつ工事その1としまして、既決予算での本年12月年内撤去を予定しております。残事業としまして、排水路しゅんせつ工事その2を、年度内の工事完成を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

金久 委員 ありがとうございます。排水路につきましては、いろいろ住民生活、あるいは生活基盤の排水を担っている水路でございますので、速やかな工事を執行していただくようにお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

武田委員長 事前に通告をいただいておりますのは金久委員だけでございますが、ほ かに質疑ありませんか。

武田委員長 ほかに質疑ありませんか。

#### (「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第4号議案を採決します。本件を原案のとおり可決すること に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしと認めます。よって、『第4号議案 令和5年度阿南市一般 会計補正予算(第5号)について』のうち、本委員会に関係する部分は原 案のとおり可決されました。

> 質 疑 終 了 · 採 決 全 会 一 致 · 原案のとおり可決

## 第10号議案 令和4年度阿南市水道事業会計決算の認定について

武田委員長 次に『第10号議案 令和4年度阿南市水道事業会計決算の認定につい て』を議題といたします。理事者の説明を求めます。増田水道課長補佐。 着座で結構です。

【理事者説明 增田 水道課長補佐】

武田委員長 ありがとうございました。

理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしと認めます。よって、『第10号議案 令和4年度阿南市水 道事業会計決算の認定について』は原案のとおり認定されました。

> 質 疑 終 了 · 採 決 全 会 一 致 · 原案のとおり認定

#### 第11号議案 令和4年度阿南市公共下水道事業会計決算の認定について

武田委員長 次に『第11号議案 令和4年度阿南市公共下水道事業会計決算の認定 について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。中西下水道課 長補佐。着座で結構です。

【理事者説明 中西 下水道課長補佐】

武田委員長 ありがとうございました。

それでは、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第11号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしと認めます。よって、『第11号議案 令和4年度阿南市公 共下水道事業会計決算の認定について』は原案のとおり認定されました。

> 質 疑 終 了 · 採 決 全 会 一 致 · 原案のとおり認定

#### 第15号議案 市道の路線の認定について

武田委員長 次に『第15号議案 市道の路線の認定について』を議題といたします。 理事者の説明を求めます。兼任土木課長。

【理事者説明 兼任 土木課長】

武田委員長 ありがとうございました。

理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。 金久委員。

金久 委員 ちょっと教えていただきたいんですが、3件ございますが、松ノ本の分と、それと次の中庄西角線ですけれども、この市道は3つ目と違って、道路がそのまま行って止まっていると、抜けていないと。市道って、基本的に考えたら、住宅を抜けて次のところまでつながっていくと、そういうふ

うに安易に考えているわけですが、幅員はあっても、そこの住宅なら住宅のところで止まっていると。こういうのは開発業者と協議をしながら進んできているものだと思いますが、その辺の、それでも認定ができますという一つの事由があると思いますが、少し、御説明を願いたいと思います。

武田委員長 挙手をお願いします。兼任土木課長。

兼任 課長 土木課の兼任でございます。金久委員の御質問にお答えいたします。

武田委員長 着座で結構です。

兼任 課長 失礼します。

まず1件目の、市道諏訪ノ端松ノ元線でございますけれども、こちらのほうの道路延長が49.9メートルとなっておりまして、開発の協議の経過から言いますと、6メートルの幅員があります道路に関しましては、50メートル未満でありますと、転回場を設けなくてもいいということから、こちらのほうは転回場を設けておりません。

2点目の市道中庄西角線につきましては、延長が91.6メートルございまして、こちらのほうは50メートル以上ございます。こちらにつきましては本線の道路幅員は6メートル取っておりまして、終点部分におきまして転回場を、こちらのほうの転回場は4メートルになるんですけれども、終点部において転回場を設けているという状況でございまして、こちらのほうも協議によって決めております。以上でございます。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 詳細図の2ページの、松ノ元は、もう一度確認しますが、転回場を設けなくていいということですね。

それと、4ページの詳細図でいくと、終点部というのが、転回場というのが、この詳細図、4ページのどこになりますか。どの部分でしょうか。

武田委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 土木、兼任でございます。

終点部が転回場と申し上げますのは、この詳細図で申し上げますと野口様とか池田様当たりのところでT字型になっているところがございますけれども、ここのほうでバックとかをして転回していただける箇所を設けております。以上でございます。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 今、御説明がございましたが、一般的に開発がされていくというときに、この幅員とか、法律上、回転場所の終点部分とか、そういうところに設けられる、設けられないと、そのような諸条件があるんですけれども、一般的な質問ですが、例えば既存の、今、家があって、どんずまって行って、そこで止まると。そこの市道認定というのは、こういう開発とは事案が違いますけれども、その認定は非常に難しいと認識しているんですが、それ

との差異というのは、基本的な、一般的な差異とはどういうところにある のでしょうか。それだけお伺いしたいです。

武田委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 金久委員の御質問にお答えさせていただきます。

開発協議をしていない道路に関しましては、やはり道路の、一番問題になるのは構造的なものになると思いますが、まず、構造的に、やはり開発協議を進めてきたものと比べまして、やっぱり道路幅員が狭いときには、必ず転回場がなければ人の土地で回してしまうとか、御迷惑をかけるということがあったときに、やはりいろいろと問題が生じてはいけませんので、やはり、その件に関しましては、現地の確認とか、公図の確認をさせていただいて、詳細に決めさせていただくという作業をしております。以上でございます。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございました。なかなか市道認定というのは非常に難しいと 認識しておりますが、既存の部分に関していろいろニーズがあったりする ものですから、聞きました。ありがとうございました。

武田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしと認めます。よって、『第15号議案 市道の路線の認定に ついて』は原案のとおり可決されました。

> 質 疑 終 了 · 採 決 全 会 一 致 · 原案のとおり可決

武田委員長 ここで15分間の休憩をいたします。再開は11時10分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 10:55~11:09

武田委員長 それでは、委員の皆様、理事者の皆様、お揃いのようでございますので、

定刻より少し早い時間ではございますが再開をさせていただきます。よろ しくお願いいたします。

## 第17号議案 阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について

武田委員長 『第17号議案 阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について』 を議題といたします。理事者の説明を求めます。廣瀬建設部参事。着座で 結構です。

## 【理事者説明 廣瀬 建設部参事】

武田委員長 ありがとうございました。

理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありますか。喜 多委員。

喜多 委員 廣瀬参事の詳しい説明で、この解体工事の概要、それから入札の評点方法、そういうのがよく分かりました。ただ、この議案については、本会議でも質疑が行われておりまして、各提案事項の評価点の判断基準が分かる資料、それを出すようにと、そういう質問がございまして、申請者の知的財産であり、提案があった各事業者から出された提案書については公正性、それから適正性を確保するためには公表できないですと、そういった答弁であったと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。喜多委員にお答えいたします。

そのとおりでございます。また、総合評価落札方式の簡易な施工計画の 提案事項につきましては、新しい施工方法や施工上の工夫など、申請者の 知的財産となるものであり、評価点に関する部分についても、評価に際し て、評価する者の率直な意思決定の中立を保ち、当事者としての地位が不 当に損なわれることがなく、公平性かつ適切性が確保されることが重要と なっていることから、これらの情報につながる恐れのある資料につきまし ては公表しておりませんので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いい たします。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 それともう 1 点、本会議のほうであったんですけれども、その審査を行う機関の構成ですね。「その中に 1 級建築士の人は入っていたのか」という質問に対して、理事者から「それも公表できない」と、「その理由は意思決定の中立性からなんだ」と。それで、「当事者としての地位が損なわれてもいけない」と、それで、「公平性かつ適正性の確保が重要なので、公表したとしたらそうした公平性、適正性が損なわれてしまうんだ」という感じの趣旨だったと思うんですが、それもそういう理解でよろしいですか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 そのとおりでございます。公正性かつ適切性が確保されることが重要と なってまいりますので、公表はいたしておりませんので、御理解賜りたい と思います。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、本会議の質疑のやり取りで「公表できない」といった答弁 があったのはこの2点、2つの情報ですね。これが公表できない、それで よろしいでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 そのとおりでございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 それでは、阿南市はそうなんだけれども、じゃあ、県や国においてもこの総合評価落札方式による入札というのは行われていると思うんですけれども、この2つの情報について、国や県ではどうなんですか。公表しているんでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 公表はしておりません。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうしたら、仮にこうした情報に関して、もし情報公開を行った場合に は、その取り扱いはどうなりますか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 非開示情報となります。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうしたら、今、参事のほうからそのような説明をいただいたんですけれども、その評価内容のポイント、あるいは評点のつけ方、それはもう、 生ほど、この表も見て説明していただいたんですが、この審査員の方には、 具体的にどこが参加している、提案してきている、その企業名は分かっているんですか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 具体的な企業名は伏せた上で審査をしていただいております。以上でご

ざいます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 今の答弁からすると、何名かの審査員は、今回の提案について具体的な 企業名は分からないと、そういう状況で提案書を読んで、読み込んで、それぞれの審査員が評点をつけている、そういうことでよろしいでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 そのとおりでございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、各審査員というのは企業名を知らないと。その中で審査を するんだけれども、何人かの審査員が一堂に会してお互いに協議、そうい うことをして個々が点数をつけていくのか。それとも、審査員はそれぞれ、 本当に独立した形で、それぞれ全く協議なんかしないで、自分の考えを持 って点数をつけるのでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 個々の判断で点数づけをしております。以上、御答弁といたします。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 今回の、この総合評価落札方式の入札に関しては、法律等に基づいて実施方針が策定され、私、取り出してきているんですが、ホームページでも公開されているんですけれども、その実施方針というのはどういうものなんでしょうか。全ての総合評価落札方式の入札では定めているものなのでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 実施方針とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律及び公共工事の 品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針に従 い、公共工事の品質確保の促進を図るため、阿南市が発注する建設工事に おける入札参加者の技術力と、入札価格を総合的に評価する総合落札方式 の実施方針について定めた方針でございます。以上でございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 と言うことは、この業者の皆さんは、これに基づいて提案書を作ってきて、そして、またこんな点が評価されるんだなというのはあらかじめ、その事業者の方は分かって提案書を出してくるということなんですね。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 そのとおりでございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、この実施方針というのはホームページに出ているので、委員の皆さんも、当然、出せると思いますが、この実施方針についてお伺いしたいんですが、私たち委員も理解を深めるうえで、資料というのがもしもあるのであれば、出していただけませんか。委員長のほうで資料提出を求めていただけませんか、議案書の。議案書って、この実施方針の。

武田委員長 出していただけるのであれば、どうぞ。

喜多 委員 出していただけますか。

武田委員長 分かりました。どうぞ。

廣瀬 参事 実施方針につきましては用意をいたしますので、しばらく御時間をいた だきたいと思います。よろしくお願いいたします。

武田委員長 ほかに質疑ありませんか。金久委員。

金久 委員 今、喜多委員からもいろいろ御質問をいただいておりますけれども、私も本議会で、先ほど、喜多委員もおっしゃいましたが、質問がありました。これで、改めてお伺いしたいんですが、少し角度を変えて、この入札結果及び経過という資料がございまして、ここには得点というのが当然、あるわけで、いろいろ公表する、公表できないというお話も今、されましたが、この得点、評価点の、この審議委員も、審査をされた委員に対しても、その基準がなければ評価ができないのではないかと思うわけです。当然、基準があるのであれば、その基準をお示しいただきたい。

当然、本議会でありました「その評価点がついた資料は出せるのか」ということで、それを改めてお伺いしたいんですけれども、要は、その評価をするのにも基準がなければ、何点をつけるとか、そう言うことは、審査委員は分からないわけですね。一堂に会しようが、個別の判断で点数をつけようが、その満点はここですよというのはあるんでしょうけれども、それに対して基準がなかったらつけようがないのかなと思いますので、そこは、あるのであればお示しいただきたいし、それがついたものが積み上がってここに、全体で点数が表示されておりますので、その裏づける資料というのが出せるのかということを、改めてお伺いしたい。

その評価点というのは、多分、事前にというか、さっき喜多委員もおっしゃっておりましたが、「その審査会はいつ、誰が、どこで決めたのか」というところは「個人の評価ですか」、「集まったんですか」という、そういうニュアンスの質問もあったかと思いますが、いずれにしましても、評価点の基準がなければ、と思いますので、それについての裏づけの資料が出せるのか、改めてお伺いしたいと思います。以上です。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬でございます。金久委員の御質問にお答え申し上げま す。

まず、配点基準の根拠となる内容でございますが、評価項目としている、まず、施工上配慮すべき事項の適切性に対して、提案上の着目点に留意された提案を対象評価とし、内容の実現性、具体性と、その評価により評価を行っております。内容が適正でない提案といたしましては、入札、公告にもお示ししておりますが、総合評価申請書作成上の留意事項において、提案内容が提案上の着目点に留意していない提案、また、履行が困難な提案、効果が見込まれない提案、また、履行確認方法が適切に記載されていない提案、過大な提案など、9項目を例示して、こうした点に着目し、評価点数をつけております。

それと、それ以外の企業の施工能力とか、配置予定技術者の能力、また、 地域貢献度の点数に関しましては、各業者からの提出資料によって点数を つけております。

また、その施工上、配慮すべき事項の点数についての資料ではございますが、それについては本会議でも御答弁させていただきましたとおり、公表はしておりませんので、よろしくお願いいたします。以上、お答えといたします。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 再度、お伺いします。公表していないというのは分かるんですけれども、この9項目に、例えばこの項目は1点であるとか、2点であるとか、そういう基準というのが、当然、あるんでしょうねということをお伺いしておりまして、そうしないと、委員も、これ、1とか、全体で20点とか、そういうことがあるわけなので、そこに9項目とか、その他、業者の提案の部分という話がありますから、そこをしっかりと、基準としてあるのであればお示しをいただいて、それを今回の裏づける資料として出せないのかというところでございますが。

武田委員長 柳川建設部理事。

柳川 理事 建設部の柳川でございます。

先ほどの金久委員の御質問ですが、入札説明書というものを公表しておりまして、その中にそれぞれ、簡易施工計画を 5 段階評価しますよということを記載しておりまして、施工者側としては、どういったものを評価するというのは入札説明書で理解できる状況となっております。これに関しましては公告資料ですので、どなたも見ることができる資料でございます。 御時間をいただければお配りすることもできる資料でございます。以上でございます。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 それは入札の、こういうことで評価しますよ、5段階評価をいたします よという資料ですよね、それは。今回は、その審査委員に対して、その5 段階評価しますよということで、先ほど、参事からもありましたが、9項 目とか、そういうところに得点が割り振り、基準点と言いますか、そういうのが割り振りされているものなんでしょうか。そこがないと、審査をされている方も点数を入れることができないのではないかと、単純に思います。

武田委員長 柳川建設部理事。

柳川 理事 割り振りされておりまして、先ほどの部分で1項目20点満点で評価されているんですが、その中で、妥当性で「優」、「良」、「可」というような部分で、「優の上」、「優の下」、「可の上」、「可の下」で、あとは「可」というようなことで、20点、15点、10点、5点、0点という割り振りはされておりまして、それも、ちょっと私の手元に公告資料がありますが、こういった表で、施工者も知り得る情報となっておりまして、評価される方も当然、それを基準に評価をしております。以上でございます。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 そうしたら、その資料は当然、今回の総合評価をしたというのであれば、 その資料は提示が、基準ですけれども、その裏づけとか、ここにあります この点数の、人も分かりませんし、何人がしたかというのも分かっていま せんけれども、それは、ここにあるような15点だったら15点の中でそ れを当てはめるというのは出せるわけですか。それが出せないということ をいっているわけですか。

武田委員長 柳川建設部理事。

柳川 理事 御質問に対する回答ですが、評価基準というものはお示しできますが、 評価の細かな内容というのは、先ほどの御回答と繰り返しになるんですが、 技術提案いただいた内容というのは、その企業それぞれの、独自の技術力 だとか、そういったものを含んだものですので公表することはできないと いうのがお答えになります。

武田委員長 金久委員。

金久 委員 先ほどから言っております基準とかは、一旦、喜多委員も資料提示を求められておりますし、私も初めて、あるというのであれば、それは提出をしていただくべきだと思います。この案件はいろいろ、全てが出せませんと、本議会では捉えてしまったので、付託された議案をしっかりと審議していくには、そういうものがなければ、ちょっと説明が不十分かなと思いますので、この議案について継続をしなければならないのではないかと、私は思っていますが。

武田委員長 山本副市長。

山本副市長 今、準備をしておりますが、先ほどの喜多委員からの御質問にありました実施方針、繰り返しになりますが、これもホームページで出しておりますので、今、準備をしていると思います。

併せて、これも、もう誰しもが見えることなんですけれども、今、柳川理事が答えられましたように、総合評価落札方式の評価基準というのを、総合評価、3つの類型がありますので、施工能力審査型と、今回、われわれがやりました簡易型と標準型、この三つの類型があるんですが、これも全部、それぞれ3つの類型がどういう点数をつけているのか。これも併せて、同じホームページに出ておりますので、それは、お許しをいただけるのであれば、この場で御配付はさせていただきます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうしたら、今、私のも時間がかかっているんですが、私のは、実は持っていまして。それで、若干、その評価にかかわってくると思うんですけれども、この中の10番に、学識経験者の意見聴取という項目があるんです。具体的に、学識経験者として国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所の副所長、それから、県南部総合県民局県土整備部の部長及び次長、それから、県営繕課の課長及び課長補佐と、具体的な職名で5名の記載があるんです。実施にあたっては、学識経験者の意見を聴取するとなっています。これはどういうことなんでしょうか。お尋ねします。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬でございます。喜多委員の質問に御答弁申し上げます。 学識経験者につきましては、自治体においては、地方自治法施行令に基 づき、落札者決定基準を定めようとするときに、2人以上の学識経験者か ら意見を聞くことが必要と定められておりますので、このような意見聴取 が必要であるということでございます。以上、お答えといたします。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、これまでの、本市の総合評価落札方式による入札、あるいは県、国が行う総合評価落札方式による入札、そっちにおいても同様に行われているということでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、全ての総合評価落札 方式の入札で実施されております。以上でございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 ということは、今回のこの落札に関しても、入札実施に関して、こういった第三者的な立場の方から意見というか、実施方法について監修をいただいて決定している、そういうことでよろしいでしょうか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 そのとおりでございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、これまでの質疑を総括しての確認ですが、今回の総合評価 落札方式の入札に関しては、法律に基づいて、国、県と同様の手順、方法 で実施している。そして、開示しない情報、公表できない情報の取り扱い についても国、県と同様であるということですね。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 そのとおりでございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そうすると、本会議の質疑において、過去の総合評価落札方式を採用した工事の実績というのも報告されておりましたけれども、今回の簡易型総合評価落札方式、同じような方式で実施している工事はどれですか。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 落札方式で実施している工事ですけれども、こちらのほうは令和3年度 に阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち、建築工事と、富岡配水池整備 工事の2件、行われております。以上、お答えといたします。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 そのうち、今回の案件と同じように、議会の議決を経て工事を実施した ものがありますか

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 先ほど申しましたうち、1 件の阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち、 建築工事が議会の議決を得ていた工事となっております。以上、お答えと いたします。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 すみません、廣瀬さん、丁寧なお答えをいただきありがとうございました。総合評価落札方式での入札について、私は十分、審議することができ、 理解も深めることができました。以上で、私の質問を終わります。

武田委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。 小休します。

小 休 11:44~11:44

武田委員長 再開します。

ただ今、山崎議員から、本議題に対して、委員外議員として発言したい 旨の申し出がありました。委員ではない議員から発言の申し出があった場 合には、委員会においてその許可を、決めることになっております。お諮 りいたします。山崎議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしとみとめます。よって、山崎議員の発言を許可します。山崎 議員。

山崎 議員 委員外ということで、1点、質問をさせてもらいます。

今、お聞きしていますと、入札に入る手続きについてはそのとおりだと思います、手続きについては。しかし、それを評価した氏名を公表しない、資格者が講評したのか、一般の職員が審査したのかも分からない。それも公表しない。それで、先ほど聞いた、各自がそれぞれ評価したと言いますが、それはいつやったんですか、一堂に会してしたのか。ある意味、機密性をいうのであれば、職員が、各自が持って、どこでしたんだろうかと、私は思います。もっとはっきり、いついつ、どの場所で、誰が審査したのかと、どういう資格者が審査したのかと、これをはっきりしてもらわないと、われわれは、手続き上の話は従来どおりだと思います。しかし、結果について、先ほど言いました、私、特に一番前の、評価するということは、同点があってもいいのではないですか。絶対差をつけなければいけないことですか、安全基準なんて。私、聞いてみたら、大体、コンサルが、プロが書いている書類ですよ。なかなかその差を見つけるのは、私はすごく、やっぱり資格者で経験のある人間でなければ分からないと思いますよ。県でもめったに20点満点はないと聞いております。

今回、解体工事じゃないですか。もう一度、お聞きします。壊す工事、解体工事でそんなに点数に差がつく、先ほど言われました。企業秘密の部分があるというが、どれが、そういう特殊な工事、今回、あるんでしょうか。まず、その説明をいただきたい。そして、ちゃんとした入札結果についての資料を公表していただきたい。以上です。

武田委員長 山崎議員の発言が終わりました。 御答弁お願いします。廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部の廣瀬です。よろしくお願いいたします。それでは、山崎議員の 御質問にお答え申し上げます。

まず、解体工事の点数についてでございますが、今回、解体工事でも着目した提案内容というものは、まず安全対策、環境対策についての御質問でございます。これにつきましては、あらゆる工事に該当するものだと考えております。今回の解体工事について、特殊的な工事で当てはまるものではなく、建設工事に関してはそれぞれ当てはまると考えております。その中で、今回の提案につきましては、中心市街地にある市民会館でもありますし、規模も大きく、通行する方も、また近隣住宅も密接しているということで、安全対策とか環境対策について、施工計画上の配慮を求める内容で提案をしていただきました。

それと、この採点者についての、いつ、どこで、誰が行っていたのか。 これにつきましては、中立性の観点から公表しておりませんので、御理解 いただきたいと思います。

武田委員長 山崎議員、よろしいでしょうか。

山崎 議員 これ、市民の方がホームページに載っているのを見ているんですよ。それで、こんなのを見たってわからないと、どこで、特に一般市民の方が見れば、価格が高いほうがたまたま落札になっていますし、その基準がはっきりしていないのにいけるのかと、その説明をしてくれといわれても、僕はできないんですよ。市民の方が納得できる説明ができるんでしょうか。いつ、どこで、誰が、資格者か。これははっきりしないとですね、技術的なものを一般職員が採点者になっていた、これはおかしいじゃないですか。それも明らかにされなかったら、とても審議ができないと私は思います。

武田委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部の廣瀬です。山崎議員の御質問にお答え申し上げます。

当事者としての地位が不当に損なわれることがなく、公正かつ適切性が確保されることが重要となっておりますことから、これらの情報につながる恐れのある資料については公表しておりませんので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

武田委員長 喜多委員。

喜多 委員 以上で質問を終わりましたと言ったあと、意思表明をすることを忘れて おりました。私はこの案件、可決でお願いしたいと思います。

武田委員長 ほかにありませんか。金久委員。

金久 委員 先ほど来、いつ審査をしたのかというのは言えないという、そういうことになっていますので、通常、入札をして、総合入札をしているわけですので、こういう審議会で審査をしましたと、そういうものが、そういうのも全然言えないということでありました。そういう資料と言いますか、御提示がないので、この議案につきましては継続審査とすべきと、私は考えます。

武田委員長 ほかに御意見、ございませんでしょうか。廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 先ほど、金久委員がおっしゃっておりました総合評価、競争入札の審査 会というものは、7月12日に、最終的に行っております。以上、お答え といたします。

武田委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

ないようでございますので、お諮りをさせていただきます。金久委員より、第17号議案につきまして継続審査との御意見がございますので、まず、継続審査とすることに、喜多委員。

喜多 委員 事務局にお伺いしたいんですが、私、可決と言いましたよね。金久委員が継続と言いましたよね。この際、継続から諮るものなんですか。順序はどうでもいいんでしょうか。それとも、賛成のほうからではないんでしょうか。

(口々に呼ぶ者あり)

武田委員長 継続審査との御意見がございますので、まず、継続審査とすることについて挙手により採決いたします。なお、挙手しない委員は継続審査することに反対とみなします。

本件を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

武田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17号の規定により、委員 長において本件に対する可否を採決します。本件について、私、委員長は、 継続審査について賛成といたします。

従いまして、本17号議案は継続審査といたします。

質疑終了・挙手採決可否同数・継続審査

第18号議案 市道伊島前島線(前島橋)上部工事(着手日選択型)の請負契約の変更 請負契約について

武田委員長 次に、『第18号議案 市道伊島前島線(前島橋)上部工事(着手日選択型)の請負契約の変更請負契約について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任土木課長。

【理事者説明 兼任 土木課長】

武田委員長 ありがとうございました。

理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第18号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 御異議なしと認めます。よって、『第18号議案 市道伊島前島線(前島橋)上部工事(着手日選択型)の請負契約の変更請負契約について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 · 採 決 全 会 一 致 · 原案のとおり可決

武田委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。ありがとうございました。

## 一般質問

武田委員長 一般質問につきましては、通告は受けておりませんが、本委員会の所管 に係る一般質問があれば。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田委員長 質問がないようですので、本委員会の所管に係る一般質問を終結いたし ます。

> 以上で、本委員会を閉じることにいたします。閉会にあたり市長から御 挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 本日は大変御多用の中、産業建設委員会を開催いただきまして誠にありがとうございました。そして、提案をさせていただきました案件につきまして、一部、継続という形になりましたが、その他案件につきまして御承認を賜り、誠にありがとうございました。審査の中でいただきました御意見等に関しましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じております。引き続き、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

武田委員長 ありがとうございました。これもちまして、産業建設委員会を閉会いた します。委員の皆様、ありがとうございました。

閉 会 12:04